

(案)

# さいたま市障害者総合支援計画 素案

## 第1章 総論 新旧対照表

現行計画 ページ	新 (2024~2026)	旧 (2021~2023)	備考
1	<h1 data-bbox="174 228 499 284">第1章 総論</h1> <h2 data-bbox="181 331 441 371">1 計画の概要</h2> <h3 data-bbox="197 427 551 467">(1) 計画策定の趣旨</h3> <p data-bbox="197 504 1043 922">我が国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約」を署名しました。そして、その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討が進められ、平成23年の「障害者基本法」改正において、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。</p> <p data-bbox="197 938 1043 1114">さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)を施行しました。</p> <p data-bbox="197 1129 1043 1257">その後、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。</p> <p data-bbox="197 1273 1043 1401">令和4年8月には、条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。</p>	<h1 data-bbox="1066 228 1391 284">第1章 総論</h1> <h2 data-bbox="1072 331 1332 371">1 計画の概要</h2> <h3 data-bbox="1088 427 1442 467">(1) 計画策定の趣旨</h3> <p data-bbox="1088 504 1935 727">我が国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。</p> <p data-bbox="1088 743 1935 871">こうした中、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、障害者の人権、自律及び自立の尊重や、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。</p> <p data-bbox="1088 887 1935 1062">また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を施行し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供の推進に関する基本的事項などについて定めています。</p> <p data-bbox="1088 1078 1935 1350">さいたま市においても、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)を施行し、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んできました。</p>	<p data-bbox="1951 360 2130 584">障害者基本計画(第5次)を参考に、時系列を整理して記載</p> <p data-bbox="1951 647 2130 823">市民会議でのご意見を踏まえ、再度時系列を整理</p> <p data-bbox="1951 935 2130 1062">法律名からわかる内容のため削除</p> <p data-bbox="1951 1318 2130 1406">委員ご意見を踏まえ、総括</p>

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
1	<p><u>さいたま市では、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んでいます。</u></p> <p><u>加えて、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。</u></p> <p><u>このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画 2021～2023」の見直しを行い、令和6年度からの新たな計画を策定することとします。</u></p>	<p><u>各施策に取り組んでいくに当たり、障害者が自ら望む地域で安心して暮らすことができるための支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対するきめ細かな対応、障害福祉分野に関わる人材確保・育成など、障害福祉サービス等の質の向上を図るための環境整備をより一層推進していくことが求められています。</u></p> <p>本市では、複雑かつ多様化する障害者のニーズに対応するとともに、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、<u>令和3年度からの新たな計画を策定することとします。</u></p>	<p>所見について 追記</p> <p>抽象的な文言 から具体的な 文言に変更</p> <p>計画期間</p>

現行計画 ページ	新 (2024~2026)	旧 (2021~2023)	備考
2	<p><b>(2) 計画の位置づけ</b></p> <p>本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。</p> <p>また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。</p> <p>加えて、<u>令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとするものとする、と定められています。</u>（図・解説省略）</p>	<p><b>(2) 計画の位置づけ</b></p> <p>本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。</p> <p>また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。（図・解説省略）</p>	<p>前回計画策定後に施行された法律について記載を追加</p>

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
4	<p><b>（3）計画の期間</b></p> <p>本計画における計画期間は、<u>第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。（図省略）</u></p>	<p><b>（3）計画の期間</b></p> <p>本計画における計画期間は、<u>第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。（図省略）</u></p>	計画期間
4	<p><b>（4）計画策定の視点</b></p> <p>この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。</p> <p>このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。</p>	<p><b>（4）計画策定の視点</b></p> <p>この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。</p> <p>このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症等の健康危機などによって生じた、新たな生活様式や社会の変化に対応するため、本計画上の位置付けや記載の有無にかかわらず、全ての事業において、必要に応じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図ることとします。</u></p>	前回計画策定時に追加した文言を削除。

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
5	<p><b>視点1</b></p> <p>障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。</p> <p>このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。</p> <p><b>視点2</b></p> <p>障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。</p> <p>また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。</p> <p>そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。</p> <p><b>視点3</b></p> <p>障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。</p>	<p><b>視点1</b></p> <p>障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。</p> <p>このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。</p> <p><b>視点2</b></p> <p>障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。</p> <p>また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。</p> <p>そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。</p> <p><b>視点3</b></p> <p>障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
	<p>障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。</p> <p>このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。</p>	<p>障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。</p> <p>このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。</p>	
6	<p><b>（5）障害者施策の推進体制</b></p> <p>障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。</p> <p>また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。</p> <p>PDCAサイクルとは…</p> <p>事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。</p> <p>（図省略）</p>	<p><b>（5）障害者施策の推進体制</b></p> <p>障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。</p> <p>また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。</p> <p>PDCAサイクルとは…</p> <p>事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。</p> <p>（図省略）</p>	変更なし

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
7	<b>2 前期計画の進捗状況</b> （別紙）	<b>2 前期計画の進捗状況</b> （省略）	作成中
26	<b>3 障害者（児）をめぐる状況</b> （別紙）	<b>3 障害者（児）をめぐる状況</b> （省略）	作成中
51	<b>4 計画の基本的枠組</b>	<b>4 計画の基本的枠組</b>	変更なし
51	<b>（1）基本方針</b>  誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。	<b>（1）基本方針</b>  誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。	
51	<b>（2）基本目標</b>	<b>（2）基本目標</b>	
52	基本目標1 障害者の権利の擁護の推進 基本目標2 質の高い地域生活の実現 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標4 障害者の危機対策	基本目標1 障害者の権利の擁護の推進 基本目標2 質の高い地域生活の実現 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標4 障害者の危機対策	



現行計画 ページ	新 (2024~2026)	旧 (2021~2023)	備考
54	<p data-bbox="197 284 474 327"><b>(3) 計画の体系</b></p> <p data-bbox="179 347 309 371">【基本方針】</p> <p data-bbox="376 347 506 371">【基本目標】</p> <p data-bbox="689 347 819 371">【基本施策】</p> <div data-bbox="197 395 309 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">       誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して     </div> <div data-bbox="353 395 1041 1364"> <p><b>基本目標 1</b> 障害者の権利の擁護の推進 〔条例第 9~21、23、29 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進</li> <li>(2) 障害を理由とする差別の解消</li> <li>(3) 障害者への虐待の防止</li> <li>(4) 成年後見制度の利用の支援</li> </ul> <p><b>基本目標 2</b> 質の高い地域生活の実現 〔条例第 22、24、27、28、29 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援</li> <li>(2) 障害者の自立の助長及びその家族等(ケアラー・ヤングケアラー)の負担の軽減のための総合的な支援</li> <li>(3) 障害者の居住場所の確保</li> <li>(4) 相談支援体制の充実</li> <li>(5) 人材の確保・育成</li> </ul> <p><b>基本目標 3</b> 自立と社会参加の仕組みづくり 〔条例第 25、26、30 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>(2) 障害者の就労支援</li> <li>(3) アクセシビリティに配慮した空間の整備</li> <li>(4) 外出や移動の支援</li> <li>(5) 文化・スポーツ活動の促進</li> </ul> <p><b>基本目標 4</b> 障害者の危機対策 〔条例第 30 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策の推進</li> <li>(2) 防犯等の対策</li> </ul> </div> <p data-bbox="318 1380 929 1401">※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。</p>	<p data-bbox="1081 284 1359 327"><b>(3) 計画の体系</b></p> <p data-bbox="1137 347 1267 371">【基本方針】</p> <p data-bbox="1339 347 1469 371">【基本目標】</p> <p data-bbox="1653 347 1783 371">【基本施策】</p> <div data-bbox="1153 395 1265 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">       誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して     </div> <div data-bbox="1310 395 1915 1364"> <p><b>基本目標 1</b> 障害者の権利の擁護の推進 〔条例第 9~21、23、29 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進</li> <li>(2) 障害を理由とする差別の解消</li> <li>(3) 障害者への虐待の防止</li> <li>(4) 成年後見制度の利用の支援</li> </ul> <p><b>基本目標 2</b> 質の高い地域生活の実現 〔条例第 22、24、27、28、29 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援</li> <li>(2) 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援</li> <li>(3) 障害者の居住場所の確保</li> <li>(4) 相談支援体制の充実</li> <li>(5) 人材の確保・育成</li> </ul> <p><b>基本目標 3</b> 自立と社会参加の仕組みづくり 〔条例第 25、26、30 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>(2) 障害者の就労支援</li> <li>(3) アクセシビリティに配慮した空間の整備</li> <li>(4) 外出や移動の支援</li> <li>(5) 文化・スポーツ活動の促進</li> </ul> <p><b>基本目標 4</b> 障害者の危機対策 〔条例第 30 条関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策の推進</li> <li>(2) 防犯等の対策</li> </ul> </div> <p data-bbox="1279 1380 1890 1401">※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。</p>	<p data-bbox="1944 651 2145 922">委員ご意見を踏まえ、「家族等(ケアラー・ヤングケアラー)」に修正</p>

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
55	<b>（４）実施事業</b> （確認の便宜上、この資料において、一覧は第２章に記載）	<b>（４）実施事業</b> （確認の便宜上、この資料において、一覧は第２章に記載）	